

明治時代の勲章授与式

刑部 芳則

はじめに

近代国家の栄典制度には、位階・勲等・官等・爵位がある。このうち位階は前近代から存在する位階制度を再編したものだ⁽¹⁾が、国家の功労および年功に応じた勲等、官職に相当する官等と、華族を示す爵位は明治政府によって新たに創出された。これら栄典制度は、国家における華族・政治家・官僚たちの序列を格付けする上で重要な役割を示した。天皇との距離を測るだけに、高位高等の取得を望む者も少なからずおり、それゆえに栄典制度は時として政治利用されることもあった。

だが、近代国家の栄典制度に関する研究はほとんどなく、その基本的な内容についても不明な点⁽²⁾が少なくない。これまでに筆者は、栄典制度について華族と官僚の身分秩序の再編をいかなる方法で行ったかを明らかにし、勲章制度の

創出および展開過程について検討した⁽²⁾。また本論との関係でいえば、華族に爵位が授与される授爵式と、式に臨む華族たちについて述べた⁽³⁾。栄典制度のなかでも国家の全官員を対象とする位階と勲章の役割は大きい。

勲章制度は、官僚たちの官職の年功に応じて授与するものであり、宮中席次においては律令国家から残る伝統的な位階よりも重視された。勲章を授与する儀式は勲章授与式と呼び、天皇が出御する勲章親授式と、天皇が出御せず大臣が施行する勲章奉授式とに分かれる。これまで両儀式については、『明治天皇紀』に挙行されたとの記事が散見されるものの、具体的な儀礼の流れについては描かれていない。それが近年、宮内省の公文書が公開されたことにより、勲章授与式の実態を明らかにすることができるようになった。

本論では、明治時代に創出された勲章制度にともなう勲

章授与式について検討する。勲章はどのようにして与えられていたのか、宮中のいかなる場所で行われていたのか、叙勲者の勲章に対する思いなどは、勲章に関する基本的な内容である。そのような基本的考察は、今後の栄典制度の研究を発展させていく上で欠かすことができない。よって天皇が出御する勲章親授式については、明治八年（一八七五）から赤坂仮皇居で行われていたものと、同二十一年以降に明治宮殿で挙行されたものと、それぞれの実態と変化を描く。また天皇が出御しない勲章奉授式については、地方庁や陸海軍を叙勲対象とした授与式から迫る。そして叙勲対象者は、勲章親授式をどのように感じていたのかを考える。

一 赤坂仮皇居の勲章授与式

明治政府は、前近代から継続されてきた位階に加え、西洋諸国に対応した勲章制度を設けた。明治八年（一八七五）四月十日に設置された旭日章の形状は、勲一等から六等までは「日の丸」から光彩を放ち、七等と八等は桐葉を形取っていた。最初の叙勲者は八名の皇族であったが、このうち高齢の有栖川宮職仁と、病気の華頂宮博経は欠席した可能性が高く、京都在住の久邇宮朝彦と梨本宮守修は欠席している。彼らを除く皇族には勲一等が授与された。最初

の授与式は、同年十二月三十一日に赤坂仮皇居内で行われている。当時の授与式が旧和歌山藩邸を再利用した赤坂仮皇居で行われていたのは、明治六年五月の火災で皇城が焼失したことによる。

勲章授与式の式次第を記載した『賞勲局百年資料集』によれば、明治九年十二月二十二日に勲章授与手続、三十一日に勲章授与式が定められたことが分かる。だが実際には、それよりも前の二月二十二日に臣下で最初の叙勲者となった陸軍中将西郷従道への勲一等授与式が行われていた。その模様がうかがえる「授与式録」には、「御歯痛二付太政官代江臨御不被在、於皇居賞牌御授与式被為行」とある。⁽⁴⁾この段階で赤坂仮皇居での勲章授与は皇族に限り、臣下へは太政官代で行う予定であったことが分かる。それが天皇の歯痛という理由により、赤坂仮皇居で行うこととなったのである。

当日の授与式は午前十一時から始まり、大臣・参議・院省使庁の勲任官が玉座の左右に参列すると、天皇が現れる。玉座の左側に勲記を捧持した太政大臣、右側に勲章を捧持した式部頭代理の式部助が立つと、式部権助に誘導された西郷が天皇の正面に進み出る。天皇が勅語を読み上げると、式部助が天皇に勲章を奉呈し、天皇から西郷に勲章が授与される。その場で西郷が勲章を佩用すると、太政大

臣が勲記を渡す。式部権助に誘導された西郷が退出すると、天皇の入御に続いて大臣以下の者も式場から出て授与式は終了となる。

西郷の叙勲は台湾出兵の論功行賞によるものであったが、清国との談判に尽力したアメリカ人の李仙得と、フランス人のポアソナードにも勲二等の授与が決定された。これは外国人に対する勲章授与の嚆矢である。明治九年四月五日、両者への授与式は赤坂仮皇居で行われている。このことから、赤坂仮皇居での勲章授与式が例外措置ではなくなった事実が確認できる。勲章授与式が定められる直前の明治八年十二月二十九日には、太政大臣三条実美と右大臣岩倉具視に勲一等の授与式が行われている。その模様は西郷の授与式とほとんど変化していないが、相違点をあげるならば、天皇への勲章奉呈を式部頭が行い、賞勲局長官が勲記を授与し、また入退場の誘導を式部助が務めたことである。この変更点は、三十一日に定められた勲章授与式に生かされている。

天皇親授次第

- 一、前日式部頭命ヲ奉シ受章者ニ明何日午前十時宮内省へ参上スヘキ旨ヲ達ス、
- 一、本人大礼服ノ事、
- 一、当日午前十一時内廷鋪設整備侍坐ノ衆及本人伺候

スル旨式部頭奏聞ス、但前日式部頭命ヲ奉シ明何日勲章授与式ニ付皇族大臣参議卿賞勲局正副長官侍従長及勲一等ノ者へ午前一時大礼服着用宮内省へ参上侍坐スヘキ旨ヲ達ス、

- 一、同時出御、侍坐ノ衆班列図ノ如シ、
- 一、式部助受章者ヲ引テ御坐ノ正面闕内第一所ニ進ミ最敬礼ス、受章者モ亦最敬礼ス、受章者図式第二所ニ進ミ最敬礼シ、更ニ進ンテ第三所ニ於テ最敬礼ス、式部頭執ル所ノ勲章ヲ天皇ニ捧ケ受章者ニ向ヒ御前ニ進ムヘキ旨ヲ通シ受章者御前ニ進ム、天皇勅語アリ勲章ヲ授ケ賜フ受章者之ヲ拝受シ却行シテ第三所ニ至リ最敬礼シ又タ却行シ第一所マテ退キ之ヲ佩シ進テ第二所ニ至リ最敬礼シ再進シテ第三所ニ至リ最敬礼ス、賞勲局長官勲記ヲ傳達ス、受章者拝受シ却行シテ第三所ニ至リ最敬礼シ又タ却行シテ第一所ニテ最敬礼ス、式部助受章者ヲ引テ退去、右畢テ入御衆退散、

太政大臣伝達次第

- 一、前日受章者へ徵書ヲ達ス前二回シ、
- 一、本人大礼服ノ事、但前日式部寮ヨリ明何日勲章授与式ニ付太政大臣宮内卿賞勲局正副長官秘書官及

勲二等先叙ノ者共ヘ午前十時大礼服着用宮内省へ
参上スヘキ旨ヲ達ス、

一、当日午前十一時太政大臣出坐、参坐ノ衆班列図ノ
如シ、

一、式部奏任勲章ヲ前面ノ案上ニ置、
一、式部奏任官受章者ヲ引テ大臣ノ前ニ進ミ敬礼ス、

太政大臣勲章ヲ授ク受章者之ヲ拝受シ退テ之ヲ佩
シ再進テ敬礼ス、賞勲局長官勲記ヲ与フ受章者之
ヲ拝受シ敬礼ス、式部奏任官受章者ヲ引テ退去ス、
右畢。

天皇が勲章を授ける親授式に際しては、前日に式部頭が
叙勲者および参列者に午前十時に大礼服を着用して参内す
ることが伝達された。玉座の左側に賞勲長官・同副長官・
皇族・大臣・参議・卿・勲一等、右側に式部頭・宮内卿・
侍従長・皇族・大臣・参議・卿・勲一等が侍立した(図1
参照)。叙勲者は、式部助の誘導で第一所・二所・三所と
進み、それぞれ天皇に向かつて最敬礼を行う。そこで式部
頭が天皇に勲章を奉呈し、受章者は天皇の正面まで進む。
天皇が勲語を読み上げると、受章者に勲章が授与される。
受章者は第三所から第一所まで退き最敬礼を行い、その場
で勲章を佩用する。再び最敬礼を行いつつ第二所・第三所
と進み、賞勲長官から勲記を受取る。また受章者は第三所

から第一所まで退き最敬礼し、式部助の誘導で退出する。

天皇の代理で太政大臣が勲章を授与する奉授式である
「太政大臣伝達次第」は、親授式に比べると略式である。
前日の式次第は式部寮から伝達され、大臣の席の左側に賞
勲長官・副長官・秘書官・勲二等、右側に宮内卿・式部
頭・式部助・式部奏任・勲二等が侍立する(図2参照)。受
章者の入退場は式部奏任官が務め、受章者の敬礼は勲章お
よび勲記を拝受する際と、退出する際に限られた。また
「賞勲長官伝達式」も定められたが、勲章の授与を賞勲長
官が行い、侍立者に賞勲長官がいけない点を除くと、「太政
大臣伝達次第」との違いは見られない。これらの式次第は、
明治十年四月二十六日に勲一等を親授、勲二等を大臣の宣
授、勲三等以下を賞勲局長官の奉授と区分され、勲等に
応じて行われることとなる。

その後の勲章授与式は、明治十年十一月一日に侍従長に
代わり侍補(十二年十月十三日廃止)の侍立を認め、翌十一
年五月四日に改正している。勲一等旭日章の上位に大勲位
菊花大綬章が置かれたため、勲一等とともに親授とし、勲
二等の大臣の宣授を太政大臣の奉授とあらためた。親授式
は、受章者の誘導が式部助から掌典へ変わり、侍立者が賞
勲局総裁・同副総裁と改称し、さらに同秘書官が加わった
点を除くと違いは見られない。

図1 天皇親授次第

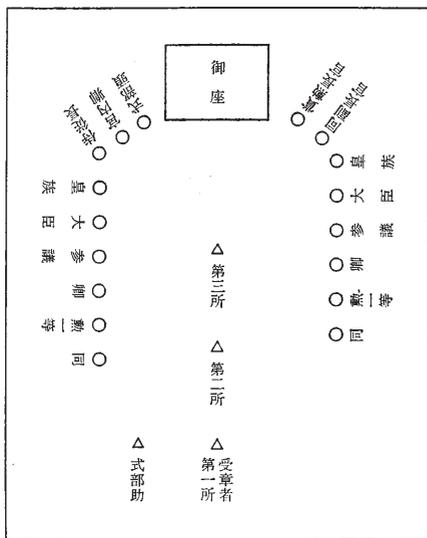
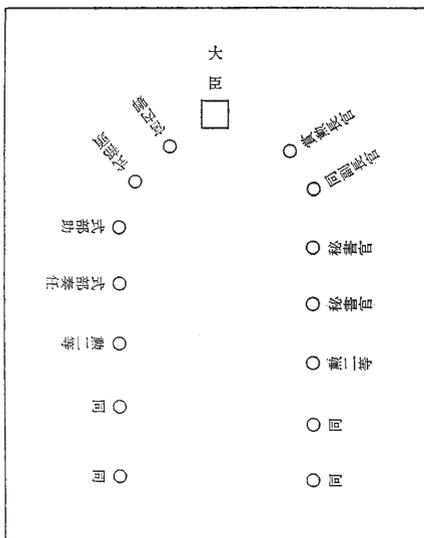


図2 太政大臣伝達次第



総理府賞勲局編『賞勲局百年資料集』上、大蔵省印刷局、1978年、734～735頁。

多少の変化があったのは太政大臣奉授式である。賞勲局総裁奉授式とともに受章者の誘導が式部奏任官から掌典へ変わり、侍立者から宮内卿・式部助が消えた。太政大臣奉授式が賞勲局総裁奉授式と異なるのは、掌典が太政大臣の座席正面に設けられた案上に勲章を置き、辞令がある場合は勲章よりも先に授与されたことである¹³⁾。

勲章親授式には皇族・大臣・参議・卿が残らず侍立することが求められたが、彼らの多くは勲章を有していたわけではない。当時は勲章が設置されてから間もないため、勲等を問わず受章者数が少なかった。明治十年十一月から西南戦争の論功行賞が実施されたことにより、文官は参議など数名に限られたが、陸海軍の将兵には多数の受章者が現れた。そうした状況変化から明治十三年十二月九日、親授式には「無勲及勲二等以下」の者の侍立が避けられ、皇族と参議は二名以上が侍立しても構わないとあらためた。その変更理由は、外国の勲章授与式で侍立する者が先叙者であったことによる¹⁴⁾。

それでは赤坂仮皇居内のどの空間で授与式は行われていたのだろうか。「授与式録」にも当時の空間に関する記述が少ないため、毎回の授与式を比較しながら変更点などを明らかにすることは難しい。少ない記述から分かるのは、親授式が「謁見所」で行われたこと¹⁵⁾、明治十八年十月三十

一日の奉授式まで受章者の控所が「表二ノ間」、先叙者の控所が「謁見所御次ノ間」であつたのが、当日から両者の控所が転換した⁽¹⁴⁾ことである。おそらく奉授式も「謁見所」で実施されたに違いない。さらに明治二十一年五月二十九日の親授式および奉授式では、受章者の控所が「表一ノ間」、先叙者の控所が「謁見所御次ノ間」と変更されている。⁽¹⁵⁾明治時代の勲章授与式は、明治九年の制定から十三年の改正によって形づくられ、十年以上にわたって赤坂皇室居で行われたのである。

二 地方官庁と陸海軍の勲章授与式

天皇が授与する親授式は勲一等受章者に限られたが、それ以外の奉授式のすべてが赤坂皇室居で挙行されたわけではなかった。文官および華族などが勲四等以下の叙勲対象となつた場合、勲章奉授式は在東京の者を除いて地方官庁で行われた。明治十二年（一八七九）六月二日に定められた「地方庁ニ於テ勲章授与式」では、庁内の適宜な場所⁽¹⁶⁾で地方長官が授与するとしている。勲章は、長官の正面の案上に属官が置き、勲記は書記官が授与する。また大臣や賞勲局総裁の奉授式と同じく、辞令がある場合はそれを勲章と勲記よりも先に渡した。属官に誘導された受章者が、拝受の前後に敬礼を行うことも変りはない。参列者は書記官

と属官の他には受章者と同等の帯勲者に限られ、賞勲局総裁の奉授式よりも簡素である。長官が不在の場合は次官が代理を務め、勲章と勲記は次官から受章者に授与された。また受章者の所在が地方庁から隔絶している場合は、付近の支庁において属官が代わつて授与することも認めていた。ただし、支庁での属官による授与式には帯勲者の列席を要せず、勲章は箱入り、勲記は「長官手緘」のまま受章者に渡された。⁽¹⁶⁾

このような「地方庁ニ於テ勲章授与式」が定められたとはいえ、授与式を簡単に行うことができない地方庁も存在した。その実状は、宮内省式部頭坊城俊政に寄せられた明治十二年六月九日の群馬県令楳取素彦、同日の長野県大書記官松野篤、十一日の和歌山県令神山郡廉、十二日の石川県令千坂高雅、十三日の愛知県大書記官国貞廉平、十七日の宮城県令松平正直らの伺いから見て取れる。伺いの要点は、先叙者の往復旅費についての確認と、本庁に代えて郡区役所での授与式を行うことが可能かという二点に分けられる。

前者の先叙者の往復旅費については、神山と松平の伺いを除くと明記されている。その理由は、松野が説明する「当県ノ如キハ叙勲ノ者未タ僅少ニシテ五六名ノ同等先叙者ヲ要スルトキハ之レヲ遠隔十数里ノ外ニ求メサルヲ得サ

ル次第二ニテ失費モ随テ不少」と、參列を要する先叙者を県庁に集めることの困難な事情であった。また後者の郡区役所での授与式については、国貞と松野を除いて申し出ている。松平が「本県ノ如ク郡制奉行支庁無之ニ於テハ地方本庁懸隔之地ニ在任之輩ハハ郡区长ヲシテ長官ノ代理トシテ授与為取扱候テ可然哉」と述べるように、⁽¹⁷⁾県内に支庁が存在しなかったことによる。これらの何からは、地方庁の授与式では遠距離に分散する先叙者のもとより、受章者を集めるのも容易ではなかったことが理解できる。

右の伺いに対して式部頭坊城俊政は、明治十二年七月付の回答で先叙者の往復旅費は大蔵省から指示があると伝え、支庁のない県に限り郡区役所で郡区长が代理で授与式を行うことを認めている。先叙者の範囲は「在官非役本籍寄留ヲ問ハス」とし、勲等者の席次は「同等中先叙ノ者ヲ先トス、若シ同日ノ叙者ナレハ年齢ニヨリ席次ヲ定メラルヘシ」と指示され、「病氣及他ノ事故ニヨリ人員不足或ハ全ク欠席相成候共不苦」と、事情によっては先叙者が全員欠席しても咎められなかった。また受章者が病氣などの理由で代理人を立てることも可能であったが、旅行中の場合は本籍地に帰るまで伝達を控え、寄留者は寄留地の地方庁で伝達された。⁽¹⁸⁾

これまで地方在住の叙勲を対象とした地方庁の勲章授与

式について言及してきたが、勲三等以下の外国人と、勲四等以下の陸海軍の将兵に対する奉授式は個別に行われていた。本論では通常の形式と異なる外国人の叙勲について立ち入るつもりはないが、勲三等以下の外国人への奉授方法にだけ触れると、賞勲局総裁が外務卿に勲章を送付し、外務卿が授与したのである。そして外務卿は、賞勲局総裁に受章者の領票を進達することが義務づけられた。⁽¹⁹⁾外国人の叙勲と同じように、勲四等以下を陸海軍の将校および兵卒に授与する際は、賞勲局総裁が陸海軍卿に勲章を送付し、それぞれ授与式を行った。

陸軍将兵の勲四等以下の叙勲者に対しては、明治十一年六月十二日の「陸軍武官勲章授与式」によって授与方法が定められた。陸軍省勤務の将校への授与は省内で陸軍卿が実施し、勲章と勲記の奉呈は伝令使が行った。受章者は場内に入った際と、陸軍卿の正面に立ったときに敬礼した。敬礼の仕方を除くと、式次第や式場の立ち位置は、大臣や賞勲局長官が行う奉授式と変わりなかった。受章者が在京していない場合に限り、⁽²⁰⁾陸軍卿から所轄長官に送付され、そこで授与式が実施された。

その実施方法は、陸軍卿から送付された勲章を、近衛都督・司令長官・教導団長が練兵場で授与する隊付将校への授与式と同じであった。室内とは異なる練兵場での授与式

には多数の参列者が臨んでいる。練兵場での授与式では勲章と勲記の奉呈を参謀が務め、長官に向かつて整列する受章者と同等の帯勲者は刀をもって敬礼した。受章者が所属する連隊は、連隊旗を掲げ正服の着用が義務づけられた。勲章の拝受後に受章者が記名捺印した領票は、各長官から陸軍卿を介して賞勲局総裁に進達された。⁽²¹⁾

海軍省内で調査した海軍将兵の勲四等以下の授与式案は、明治十一年三月二十六日に賞勲局長官に送られたが、すぐには決まらなかった。その理由は判然としないが、海軍省の調査による授与式案は、明治十二年七月三日に海軍大書記官の小森沢長政から式部助の丸岡莞爾宛てに送付された「海軍勲章授与式」から明らかとなる。海軍軍人および軍属の授与式は海軍省内で海軍卿が実施し、参列者を本省副官事務課長・副長・副官・受章者と同等の帯勲者と定め、受章者のもとより参列者にも正装の着用を義務づけている。正面の大臣の左右に副官が斜めに立ち、勲章と勲記を持つ課長が左、副長が右に侍立する。大臣の入場とともに課長が勲章と勲記を案上に置く。事務官員に誘導された受章者は、入場の際と勲章を受け取った後に敬礼する。⁽²²⁾

右の内容は、明治十九年六月二日に定められた「海軍軍人勲章授与式」とほぼ一致している。違う点は、海軍大臣の授与式を東京在勤者に限り、地方在勤者に対しては海軍

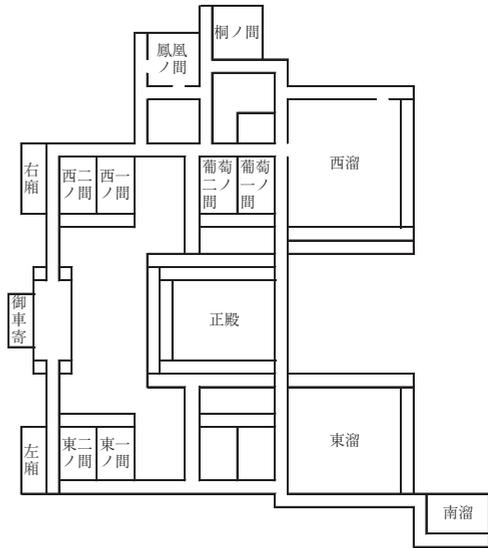
大臣から送付された勲章を所管長官が行うと分けたことである。海軍大臣の授与式の参列者も海軍次官・軍務局長・伝令使・帯勲者と変更され、大臣秘書官が勲章と勲記を案上に置き、受章者の誘導は官房内記掛員が務めた。所管長官の授与式は、本庁か艦船内で実施され、参謀長・秘書・伝令使・帯勲者が参列し、秘書補が受章者の誘導を行って⁽²³⁾いる。

陸軍の授与式と異なり、海軍の授与式では所管長官が明確ではなかった。そのため翌二十年五月三十日の「海軍省勲四等以下ノ勲章ヲ海軍々人ニ授与スル式ヲ定ム」では、所管長官の区分が示された。軍港内の鎮守府司令長官と、艦隊司令長官の部下には、それぞれの長官が授与式を実施し、軍港外の者には各所属長官に送付して行うこととなっている。下士以下の場合には、軍港内では鎮守府司令長官、軍港外では各所属長官が行うことになりはしないが、艦船營の下士以下への授与は艦隊司令長官ではなく艦船營長が担当した。艦隊司令長官の授与式は艦船の甲板上、艦船營長の授与式は営内の練兵場で行われ、奉授の際には総員整列で臨んだ。⁽²⁴⁾

三 明治宮殿の勲章授与式

帝国憲法の発布を前に各種法令および諸制度が整備され

図3 明治宮殿内の勲章授与式



「授与式録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵) から作成。

だが、勲章についても例外ではなかった。明治二十一年(二八八八)一月三日、勲章増設の詔が出され、大勲位菊花章頸飾、勲一等旭日桐花大綬章、宝冠章、瑞宝章が新設された。欧州諸国では用途に応じて複数の勲章が設けられていたが、日本の場合は皇族や大臣を叙勲対象とした大勲位菊花大綬章を除くと、旭日章しかなかった。諸外国との勲章交換をはじめ、国家に貢献した民間人や女性などを対象とした場合、旭日章とは異なる勲章の設置が不可欠となつたのである。²⁵⁾

勲章制度が新たな局面を迎えるのと軌を一にして、明治二十二年一月に天皇が明治宮殿に移ると、勲章授与式の場は赤坂仮皇居から明治宮殿へと変わる(図3参照)。二月十一日の帝国憲法発布記念式典の前に行われた枢密院議長伊藤博文への勲一等旭日桐花大綬章の親授式は「謁見所」であったが、²⁶⁾その後の勲章親授式は「鳳凰ノ間」で行われ、受章者・先叙者の休所は「御車寄右廂」に置かれた。奉授式は「南溜ノ間」で行われ、受章者・先叙者の休所は「北溜ノ間」に置き、親授式と奉授式が重なる場合に関係掛官の休所として「旧女官面謁所」が割り当てられている。²⁷⁾

明治二十三年六月三十日の親授式から、大臣の控所として「大臣候所」が現れ、関係掛官の休所は「旧女官面謁所」から「葡萄一ノ間」へと名称を変更し、²⁸⁾翌二十四年三月三十日には皇族の控所として「候所」が充てられ「皇族大臣候所」となる。²⁹⁾また同二十六年(二八九三)六月二十九日および十二月二十八日の奉授式のように、「東溜ノ間」が受章者・先叙者の休所として充てられることもあった。³⁰⁾

明治宮殿での親授式と奉授式は右の空間を基本として行われたが、多少の変更が生じる契機となったのが明治二十八年の日清戦争の論功行賞である。六月二十一日の親授式では皇族大臣の控所が「葡萄一ノ間」、関係掛官の休所が「葡萄二ノ間」、受章者・先叙者の休所が「西溜ノ間」と移

動し、奉授式における受章者・先叙者の控所は「豊明殿取
合廊下、東車寄裏廊下」に置かれた。⁽³¹⁾この配置は、八月五
日と二十日の授与式に引き継がれるが、両日は勲章授与式
の後に授爵式が行われたため、その間に「葡萄一ノ間」は
皇族大臣の控所から「列華族辞令伝達所」へと様変わりし
ている。なお賞勲局員の控所として「正殿西入側」、二十
日の奉授式における受章者の控所として「南溜ノ間入側」
が充てられた。⁽³²⁾

日清戦争の論功行賞では、数多くの叙勲者および授爵者
を生み出すこととなった。明治二十八年八月五日の授与式
ではじめて授爵式と重なり、授与される勲章も菊花章頸
飾・金鶏章・旭日章と複数に及んでいる。そのため先叙者
の侍立を取り止め、勲章授与の方式も二通りに分けて行っ
た。小松宮彰仁には菊花章頸飾と金鶏章が別に授与された
が、陸軍大将山県有朋以下の武官には金鶏章と旭日章とが
同時に渡された。勲章を拝受した受章者は、勲章を佩用し
て再び天皇にお礼を行うのが決まりであった。それにもか
かわらず差異を設けたのは、大綬および副章からなる金鶏
章と旭日章は計四個あるため、授与の煩瑣を避けたことに
よる。勲章親授式がおわってから、同じ「鳳凰ノ間」で爵
記親授式が行われた。八月二十日には菊花章頸飾の授与は
なかったが、その点を除くと五日の例にもとづいて勲章授

与式および授爵式は挙行された。⁽³³⁾

叙勲者が急激に増加し、授爵式と重なるなどの特別な事
情が生まれると、授与式の方法を変更せざるをえなかった。
明治二十八年十二月四日の金鶏章と瑞宝章を授与する勲章
授与式は、授爵式と重なったこともあり、再び八月五日お
よび二十日の例にもとづいて行われるかに見えた。だが、
この日の授与式は金鶏章の先叙者をはじめ侍立する機会
であったため、先叙者の除外は避けている。このとき賞勲
局側は「四名同時ノ侍立ハ御場所狭隘ニテ掛員ノ奉仕上ニ
不便ナリ」という理由から、金鶏受章者と瑞宝受章者を一
名ずつに限るべきだと主張したが、式部長三宮義胤が両受
章者を四名同時に侍立させるべきだと譲らなかつた。⁽³⁴⁾授与
式に定められている兩名以上の先叙者がいないことは、儀
式の体裁に鑑みると不都合であつたに違いない。

勲章授与式と授爵式が重なつた場合には、勲章親授式が
おわってから爵記親授式へと移つた。爵記親授式では勲章
親授式では用いない絨毯を敷き、また椅子も特別なものを
使用した。そのため、明治二十八年八月五日に両式が重
なつてから、爵記親授式に合わせて勲章親授式がはじまる
前に絨毯を敷いていた。だが、絨毯や椅子の交換などは儀
式の進捗を妨げることとなり、同四十年九月十四日から勲
章親授式に合わせて絨毯を敷かず、勲章親授式で用いる黒

漆塗りの椅子で行われた。⁽³⁵⁾ その間の明治三十三年五月三十一日の授与式から、皇族の休所が「葡萄一ノ間」から「西一ノ間」、掛員の休所が「葡萄二ノ間」から「西二ノ間」へと、それぞれ名称を変更している。⁽³⁶⁾

勲章親授式から奉授式への変更は、受章者が代理人を立てない限り行われなかった。だが、明治三十三年六月三十日と同三十五年十二月三日の授与式は、「御都合ニ依リ」親授式から奉授式へと変更された。⁽³⁷⁾ 後者の授与式は、宮内大臣ではなく侍従長が執行した。明治三十年十二月二十七日の親授式が「年内余日モ無之且ツ陛下ニ於テモ御多用ニ被為在」という理由で奉授式に変更されたことから鑑みると、⁽³⁸⁾ 天皇が別の公務のため執行できなかつたと推測できる。また天皇の体調不良により親授式を避けざるをえなかつた場合もあつただろう。明治三十七年二月に日露戦争が起きると、勲章親授式は行われず奉授式へと変更を余儀なくされる。勲章親授式は明治三十九年から再開されるが、その主な受章対象者は日露戦争の論功行賞による叙勲であつた。大量の叙勲者がいるため、勲記には叙勲日の明治三十九年四月一日と記されたが、その授与日は同年十二月三十日、翌四十年一月二十八日、三月三十日、六月二十二日に分け行われた。明治三十九年十二月三十日の勲章親授式は、先述した同二十八年八月五日および二十日の日清戦争の論

功行賞に際しての授与式にもとづいて挙行された。この日に授与された勲章は菊花章頸飾・菊花大綬章・桐花大綬章・金鷄勲章・旭日章・瑞宝章と多岐にわたり、叙勲者も陸軍大将大山巖以下五十一名におよんでいる。多数の受章者や式場の広さを考慮して先叙者の侍立を避け、授与方法を二通りに分けた。菊花章頸飾および菊花大綬章と功一級金鷄勲章、もしくは桐花大綬章と功一級金鷄勲章の叙勲者は、まず功一級を「鳳凰ノ間」で拝受したら、「鳳凰ノ間入側」に退出して功一級を佩用する。再び叙勲者は、お礼のため天皇の正面まで参進するが、そこで菊花章頸飾・菊花大綬章・桐花大綬章などを受け取る。今度は佩用せず退出した。⁽³⁹⁾

その一方で功一級および二級と、旭日大綬章の叙勲者は同時に拝受し、「西溜ノ間」で両方佩用してから、再び「鳳凰ノ間」にお礼のため参進している。今回の授与式では、大綬をせず副章だけを佩用する措置が取られた。また「勲章佩用間ニ合ハズ為メニ陛下ヲ御待セ申上ル恐」れから、西寛二郎・小川又次・柴山矢八・大島久直・大迫尚敏の各大将と、片桐七郎中將を除いては、宮中席次にかかわらず勲章佩用が済んだ者から参進した。勲二等以下の奉授式は、親授式の終了後に「葡萄二ノ間」で行われ、宮内大臣ではなく賞勲局総裁が務めた。当日の両授与式では、天

皇の御名が間に合わなかったためか、勲記の授与は行われなかった。⁽⁴⁰⁾

日露戦争の論功行賞のなかでも、明治四十年一月二十八日の勲章授与式は右の授与を上回る規模となった。当日は午前十時半から(一)陸軍大将山県有朋以下三十三名、同十一時から(二)統監伊藤博文以下七名、(三)大蔵大臣阪谷芳郎以下五名という順序で親授式が行われた。そのため、休所は(一)「西溜ノ間」、(二)(三)「西二ノ間」、勲章佩用場は(一)「西溜ノ間」、(二)(三)「桐ノ間入口階下」と分けている。授与方法はもとより、「今回モ先回同様従前ノ大綬ハ総テ除セタリ」という指示であったが、陸軍大臣の寺内正毅は「旭日大綬章ヲ除クコトハ容易ナラザルニ依リ、此俟ニテ金鷲ノ大綬ヲ佩用シタキ旨」を主張した。これに式部長戸田氏共は「大綬ヲ切斷シテナリトモ是非ニ除ク様」に反論したため、お礼の参進に際して寺内も大綬を外したのであった。⁽⁴¹⁾

明治宮殿では大規模な勲章授与式が続いたが、この頃を境に親授式から奉授式への変更が顕著となる。天皇が親授式に臨んだのは、明治四十年三月三十日、六月二十一日、九月十四日の三回に限られている。三月三十日は宮内大臣田中光顕以下十三名、六月二十二日は枢密顧問官福岡孝弟以下八名に対する授与式であったが、そのなかに勲一等旭

日桐花大綬章の叙勲者が含まれていたこと、九月十四日は授爵式と重なったことによる。⁽⁴²⁾ 桐花大綬章以上の叙勲や授爵式と重なるような特別な場合を除いて親授式が行われなくなったのである。これらの授与式は、前から引き続き日露戦争に対する叙勲授与であるため、受章者が多いこともあり、宮中席次の順序で執行し、先叙勲者を侍立させず勲記を授与するなど、従前の授与式とは変則的な方法で舉行された。⁽⁴³⁾

その理由は、「御都合ニ依リ」としか記されず判然としない。明治四十一年十二月二十五日に勲一等瑞宝章を叙勲した主獵頭米田虎雄は「公務出張中」という事情であった⁽⁴⁴⁾が、変更理由は叙勲者が参内しなかっただけではないだろう。同四十三年四月二十八日には大隈重信に対する旭日桐葉大綬章が奉授式となったことに加え、⁽⁴⁵⁾ 同時期に爵記親授式が奉授式へと変更された事実から鑑みると、天皇の体調を考慮して負担軽減を図ったからだと推測できる。

四 親授式と叙勲者

「授与式録」には授与されたという記事だけが記載され、その場に本人がいたかが分かりにくい記述が少なくない。それらは(表)において不明として扱ったが、欠席や代理人の記載がないことから鑑みると、本人が参内して勲章お

表 勲章授与式

| | 親授 | 奉授 | 不参 | 代理 | 病気 | 危篤 | 不明 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|-------|----|-----|
| 明治8年 | 6 | | 2 | | | | 2 | 10 |
| 明治9年 | 3 | | | | | | | 3 |
| 明治10年 | 7 | | | 2 | | 1 | 1 | 11 |
| 明治12年 | 1 | | | | | | 1 | 2 |
| 明治13年 | | | | | | | 3 | 3 |
| 明治14年 | 2 | | | 3 | | | | 5 |
| 明治15年 | 5 | | | | | | 2 | 7 |
| 明治18年 | 1 | | | | | | | 1 |
| 明治19年 | 4 | | | 2 | | | 3 | 9 |
| 明治20年 | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 6 |
| 明治21年 | | | | | | | 5 | 5 |
| 明治22年 | 12 | | 1 | 2 | | | 5 | 20 |
| 明治23年 | 6 | | | | | | 1 | 7 |
| 明治24年 | 6 | | | | | | | 6 |
| 明治25年 | 2 | | | 1 | | 1 | | 4 |
| 明治26年 | 3 | | | | | | 6 | 9 |
| 明治27年 | | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 明治28年 | 26 | | | 1 | 3 | | 10 | 40 |
| 明治29年 | 6 | | | | | | 7 | 13 |
| 明治30年 | | 1 | | | | 2 | 6 | 9 |
| 明治31年 | 7 | | | | | 3 | 2 | 12 |
| 明治32年 | 1 | | | | 1 | 4 | 2 | 8 |
| 明治33年 | 2 | 1 | | | 1 | 7 | 6 | 17 |
| 明治34年 | 7 | | | | | 3 | 1 | 11 |
| 明治35年 | 13 | 1 | | | | 7 | 5 | 26 |
| 明治36年 | 1 | | | 1 | | 5 | 17 | 24 |
| 明治37年 | | 5 | | | 1 | 3 | 3 | 12 |
| 明治38年 | | 5 | | | | 4 (2) | 16 | 27 |
| 明治39年 | 59 | 3 | 1 | 1 | | 4 (1) | 75 | 144 |
| 明治40年 | | 5 | | | | 1 | 11 | 17 |
| 明治41年 | | 2 | | | | 5 | 12 | 19 |
| 明治42年 | | 1 | | | | 5 | 4 | 10 |
| 明治43年 | | 2 | | | | 4 | 4 | 10 |
| 明治44年 | | 3 | | | | 2 | 13 | 18 |
| 明治45年 | | 1 | | | | 3 | 6 | 10 |

「授与式録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵)から作成。明治39年の()は病死および戦死による死後叙勲者を示す。なお同年叙勲者の多くは、明治40年に授与式が行われているが、叙勲日と授与式の日付がずれるため、ここでは叙勲日に統一した。

よび勲記を拝受したと考えるのが妥当であろう。明治三十七年（一九〇四）以降に奉授式の回数が目立つのは、天皇の都合により親授式から変更されたものであり、受章者が代理人を立てたからではない。そして注目すべきは、右の観点から統計を取ると、爵記親授式では欠席者が目立ったものの、勲章親授式では、ほとんどの受章者が親授式に臨んでいたことである。

そもそも爵記親授式の対象者の多くは公家や諸侯の出身者であり、彼らは自身が爵位を得ることを当然と考えており、その拝受形式に固執しなかった。士族出身者たちにとって華族へと属籍が上昇する爵記の授与は特別なものがあった。だが、体調不良や公務の都合上で爵記親授式を欠席せざるを得ない事情も存在していた。⁽⁴⁶⁾勲⁽⁴⁶⁾一⁽⁴⁶⁾等以上（金鶏勲章を除く）を対象とする勲章親授式は、士族出身者が中心であり、公家や諸侯出身の華族が臨むことは少ない。士族出身者たちは属籍が上昇する爵記の授与を、勲章授与より下に見ていたとは考えにくい。それでは、なぜ爵記奉授式よりも勲章奉授式が挙行される回数が少なかったのだろうか。

その大きな理由として、明治二十八年から勲章奉授式が実際には行われなかったことが考えられる。大正二年（一九一三）十一月十八日の「勲章奉授式二関スル記事」によ

ると、奉授式は「明治二十八年以降中絶ノ処、当度正親町賞勲局総裁ヨリ申出ニヨリ自今該式執行ノ事ニ相成リタリ」という。⁽⁴⁷⁾つまり、受章者が親授式を欠席し代理が受け取る場合、式を開いていなかったのである。その証左となる不参届けが残されている。明治三十二年十二月二十五日、林董は「本官義両三日前ヨリ下痢ニテ籠居罷在当日参内仕兼」と申し出ており、これを受けて式部職は内事課・侍従職・主殿寮・侍従武官に宛て「勲章親授式可被為行之処、受章者病氣不参之為メ右御式ハ不被為行候」などと指示している。⁽⁴⁸⁾勲章親授式から奉授式へと切り替えるのではなく、授与式を中止していたことがうかがえる。親授式に欠席する者が少ないのに加え、このような措置が勲章奉授式の実数を少なくしていたと考えられる。明治三十七年以降に奉授式の回数が目立つものの、その式次第が「授与式録」に記載されていない点も右の事情によるだろう。

明治四十年六月二十二日の勲章親授式では、「受章者中佐々木秘密顧問官ハ老軀参内ニ堪ヘサル哉ノ聖慮モアリシト見ヘ、若シ同顧問官不参ノ節ハ東久世枢密院副議長代理拝受スヘキ事ニ御内沙汰アリシカ」、「御前ニ於ケル勲章代受ハ今回ヲ以テ嚙矢トス、但シ入御後ノ代受ハ前例アリ」とある。⁽⁴⁹⁾勲章は東久世が自分の勲章を拝受してから、佐佐木の勲章を代わりに受け取り、勲記は同時に東久世に渡さ

れた。佐佐木の勲章は東久世から賞勲局員が引き取り、同局へ佐佐木家の「家人」を呼び出して交付された。

ここからは佐佐木に対する天皇の情の深さが見て取れる。

佐佐木は、明治十一年二月に侍補を拜命して依頼、常宮および周宮の養育掛、宮中顧問官として天皇の相談役を務めていた。彼を信頼していたとはいえ、国家の栄典に私情は禁物であり、栄典授与に公平性を重視した明治天皇には珍しいことといえる。だが、佐佐木だけが特別というわけではなく、彼が高齢者の代人による親授式という先便をつけたという点を誤解してはならない。これを奉授式の場合は、式を省略して賞勲局で交付していたと考えるのが自然である。

奉授式の回数が少ない要因としては、親授式から奉授式へと式次第を変更しなかっただけでなく、叙勲者が親授式に参加しようとする意識も大きかったといえる。明治天皇の侍従を務めた山岡鉄太郎は、明治十五年六月に勲三等旭日章の叙勲を固辞した。その理由は、戊辰戦争で新政府に抵抗した旧幕臣の榎本武揚が海軍大将ということで勲二等を叙勲しているのに対し、天皇の侍従である自分がそれに劣る勲三等では体面が立たないという不満によるものであった。⁵⁰山岡の不満からは、勲一等か勲二等なら受けるが、そうでないから受け取りたくないとの理屈が見える。明治

十年代の勲三等の勲記には天皇自筆の御名が入り、明治二十年以降に叙勲数が増加してからの勲三等とは重みが違った。

叙勲数の増加は、官員の年功に応じた叙勲制度が確立したことと、日清・日露の両戦争に従軍した軍人に対応したことによる。年功に対して天皇の意向によって特別に授与される勲章を特旨による叙勲⁽⁵¹⁾というが、その対象となる者が高等勲章を望んだことは想像に難くない。桂太郎と大山巖の間では、大倉喜八郎の叙勲について「叙勲之御詮義相成、勲三等より上は六つヶ敷事と存申候。過日大山元帥とも相談候処、二等抔と申事は官吏にしても容易之行賞に無之、乍去同氏之國に公益上成したる事業は金としては大なるものなれとも、彼是を酌量しても勲に於ては四より二飛ひ上ると云ふことは到底なし」という相談がなされている。⁵²両者の話からは、大倉の叙勲詮議が行われたものの、勲三等より上は難しく、勲二等となると政府官員でも容易に叙勲には至らなかつたことが分かる。

彼らが勲二等以上の高等勲章に固執する理由は、勲章の等級が宮中儀礼の座席位置である宮中席次に関係していた。明治二十四年十二月二十二日に公布された宮中席次では、大勲位菊花章頸飾および大綬章（一等^①、括弧内の数字は席次の順位を表す）、旭日桐花大綬章（一等^⑬）、公爵（一等^⑭）、

勲一等旭日大綬章（一等⁵⁵）、勲一等瑞宝章（二等⁵⁶末席）、侯爵（二等⁵⁷末席）、伯爵（三等⁵⁸）、勲二等旭日重光章（三等⁵⁹）、勲二等瑞宝章（三等⁶⁰）、子爵（三等⁶¹）、勲三等旭日章（三等⁶²）、勲三等瑞宝章（三等⁶³）、男爵（三等⁶⁴末席）と定められている。⁽⁵³⁾

内閣総理大臣（二等⁶⁵）よりも上席の菊花章や、各大臣（一等⁶⁶）、枢密院議長（二等⁶⁷）、陸軍大将（一等⁶⁸）、海軍大将（一等⁶⁹）などの次席である桐花章は例外であるが、親任官および勲任官の長期経験者を叙勲対象とする勲一等の旭日章および瑞宝章が公爵と同等の席次を与えられているのが目を引く。侯爵を除けば、伯爵以下と勲二等以下は交互に席次が並んでいる。席次の四等筆頭が局長、次席が内閣書記官という奏任官であるため、有爵者と勲三等以上は勲任官として優遇されたことが見て取れる。明治時代の高等叙勲者の多くは有爵者であったが、仮に男爵を受爵できなくても勲二等を得れば子爵と伯爵の中間に位置することができた。台湾総督の後藤新平は「はじめて勲二等の勲章をもらった時には、嬉しくてたまらない。胸にかけて見て、夜どほし部屋のなかをぐるぐる歩いてみた」という。⁽⁵⁴⁾

公侯爵でも勲二等を有する者は少なかったから、後年に男爵を受爵した山岡や大倉が勲二等を受章したがる気持ちも理解できる。ちなみに勲四等以下は、宮中席次の対象に

はなっていない。既述したとおり授与方法も宮中ではなく、賞勲局か各省をとおしての奉授式であった。明治四十年一月三十一日公布の公式令にともなう勲記の書式改定によるまで勲二等や勲三等の勲記にも御名は入れられたが、⁽⁵⁵⁾宮中での勲章授与は宮内大臣による奉授式となる。それに対して大勲位や勲一等は、御名はもとより、天皇出御による親授式であり、宮中席次の位置づけも重視された。親授式を欠席する高等叙勲の対象者である政府官員たちが少なかつたのは、勲章が自らの実力で得た地位と名誉の証であり、その受賞を望んでいたからに他ならない。

おわりに

明治九年（一八七六）十二月に勲章授与式が定められるまで、赤坂仮皇居の授与式は皇族と外国人を対象とし、太政官代での臣下への授与式と区別されていた。それが勲章授与式によって天皇が授ける親授式と、太政大臣が伝達する奉授式に分かれ、それぞれ式次第が定まった。両授与式は「謁見所」で行われ、受章者や先叙者の控所も明確になった。

その一方で勲四等以下の地方在住者および陸海軍人への授与式は、地方庁や陸海軍の各部署で挙行された。ただし、単に勲章が配布されるような粗雑なことはせず、式次第に

よって肅々と進められた。地方庁の知事や郡役所の郡区長、陸海軍省内の陸軍卿や海軍卿、さらに近衛都督・司令長官・教導団長や鎮守府司令長官・各所属長官は、天皇に代わって授与する役割を担っていたのである。

赤坂仮皇居から明治宮殿に授与式が移る時期は、勲章制度が拡充および整備されたのと軌を一にしていた。親授式は「鳳凰ノ間」、奉授式は「南溜ノ間」で挙行され、その周辺の各部屋が控所や休所として使われた。日清戦争や日露戦争の勲功授与では、大勲位菊花章頸飾から勲一等瑞宝章までの大量叙勲に加えて授爵式が重なった。多数の叙勲者がいたため、日清戦争後には複数勲章を同時に授与したり、日露戦争後には儀式上の絨毯や椅子の交換をなくしたりと、通常の授与式とは方法を変更した。

勲章の授与式は、大勲位から勲一等までの親授式、勲二等以下の奉授式とで大きな差別があった。「授与式録」からは親授式に欠席した場合の理由を明記することが少ないため、多くは本人が臨んでいたと思われる。だが、授爵に際して親授式の欠席者が目立つからといって、爵よりも勲章のほうを重んじていたという考え方は妥当ではない。勲章の親授式は、授爵のそれとは異なり欠席者が出た場合に奉授式に変更しなかった。無理に授与式を実施しなかったため、勲章親授式の欠席者の数を抑えられたのである。宮

中席次において勲二等は子爵、勲三等は男爵よりも上席であったため、親授式で授与される大勲位から勲一等には特別な思いがあったに違いない。そのような思いが親授式への欠席者を少なくしたと考えられる。

註

- (1) 拙稿「栄典制度の形成過程―華族と官僚の身分再編を中心に―」(『日本史研究』五五三、二〇〇八年九月)。
- (2) 拙稿「明治時代の勲章制度」(『中央史学』三五、二〇一二年三月)。
- (3) 拙稿「明治時代の授爵式と華族」(『立正史学』一一二、二〇一二年九月)。
- (4) 「西郷陸軍中将へ賞牌授与ノ件」(『授与式録』明治九年、宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵、識別番号七四五八)。
- (5) 同右。
- (6) 「米人李仙得仏人フアソナトへ賞牌授与并議官柳原前光賜金ノ件」(同右)。
- (7) 「三条太政大臣岩倉右大臣勲章親授ノ件」(同右)。
- (8) 総理府賞勲局編『賞勲局百年資料集』上、大蔵省印刷局、一九七八年、七三二―七三三頁。
- (9) 同右、七三三頁。
- (10) 同右、七三六―七四〇頁。
- (11) 同右。
- (12) 同右、七四一頁。
- (13) 「近衛忠熙叙勲ニ付勲章御親授並津軽承昭外一名へ勲章奉授式執行ノ件」(前掲「授与式録」明治十八年、識別

- 番号一八九一)。
- (14) 「岩崎弥之助叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右)。
- (15) 「樞密顧問官元田永孚外五十九名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右、明治二十一年、識別番号一八九四)。
- (16) 前掲「賞勳局百年資料集」上、七五七頁。
- (17) 「地方庁ニ於テ勲章伝達ノ儀ニ付愛知県外五県へ回答ノ件」(「地方庁勲章授与式録」明治十二年、宮内庁書陵部宮内公文書館所藏、識別番号二〇六四)。
- (18) 同右。
- (19) 前掲「賞勳局百年資料集」上、七三八頁。
- (20) 同右、七四八〜七五〇頁。
- (21) 同右。
- (22) 「勲四等旭日小綬章以下武官へ伝達ノ式書小森沢海軍大書記官ヨリ回附ノ件」(前掲「地方庁勲章授与式録」明治十二年)。
- (23) 前掲「賞勳局百年資料集」上、七五〇〜七五三頁。
- (24) 同右、七五三〜七五四頁。
- (25) 前掲拙稿「明治時代の勲章制度」参照。
- (26) 「樞密院議長伊藤博文叙勲ニ付勲章御親授式執行ノ件」(前掲「授与式録」明治二十二年、識別番号一八九五)。
- (27) 「樞密院書記官長井上毅叙勲ニ付勲章御親授並樞密院書記官伊東巳代治外一名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右)。
- (28) 「外務大臣青木周藏外一名叙勲ニ付勲章御親授並元老院議員岡内重俊外四十四名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右、明治二十三年、識別番号一八九六)。
- (29) 「司法次官箕作麟祥外三名叙勲ニ付勲章御親授並判事西成度外三十名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右、明治二十四年、識別番号一八九七)。
- (30) 「樞密顧問官海軍中將仁礼景範叙勲ニ付勲章御親授並宮中顧問官西村茂樹外六十八名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」、「子爵林友幸外一名叙勲ニ付勲章御親授並理事後備陸軍歩兵大尉井上義行外六十四名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右、明治二十六年、識別番号一八九九)。
- (31) 「内務大臣野村靖外二名叙勲ニ付勲章御親授並宮中顧問官長与専齋外九十名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右、明治二十八年、識別番号一九〇〇)。
- (32) 「内閣総理大臣伊藤博文外八名叙勲ニ付勲章御親授執行ノ件」、「陸軍中將山地元治外二十一名叙勲ニ付勲章御親授式並海軍次官伊藤篤吉外二十一名叙勲ニ付勲章奉授式執行ノ件」(同右)。
- (33) 同右。
- (34) 「式部長三宮義胤外一名叙勲ニ付勲章御親授式執行ノ件」(同右)。
- (35) 前掲拙稿「明治時代の授爵式と華族」参照。
- (36) 「陸軍中將從三位勲二等功三級男爵黒木為禎外一名へ叙勲ニ付勲章御親授式執行ノ件」(前掲「授与式録」明治三十三年、識別番号七四五九)。
- (37) 「判事正三位勲二等男爵南部甕男へ叙勲ニ付勲章御親授式執行ノ件」(同右)、「陸軍中將正三位勲一等男爵岡沢精へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」(同右、明治三十五年、識別番号七四五九)。
- (38) 「御料局長岩村通俊叙勲ニ付勲章御親授式執行ノ件」(同右、明治三十年、識別番号一九〇一)。

(39) 「元帥陸軍大将侯爵大山巖外五十名へ勲章御親授ニ付勲章御親授式執行ノ件」(同右、明治三十九年、識別番号七四五九)。

(40) 同右。

(41) 「元帥陸軍大将侯爵山県有朋以下三十三名へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」、「統監侯爵伊藤博文外六名へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」、「大蔵大臣阪谷芳郎外四名へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」(同右、明治四十年、識別番号七四六〇)。

(42) 「宮内大臣子爵田中光顕以下十三名へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」、「枢密顧問官従二位勲一等子爵福岡孝弟外七名へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」、「内閣総理大臣正二位勲一等侯爵西園寺公望外一名へ勲章御親授ニ付勲章親授式執行ノ件」(同右)。

(43) 明治四十年六月二十二日の勲章親授式に向けて横田賞勲局書記官から宮内省に先叙者を待立させ、勲記を渡す形式に戻すよう電話で指示があったが、「昨年来ノ受章者ト均シク時局ニ関スル功勞ニ依ルモノニ付、前項ノ如ク従前ノ例ヘ復セハ宮中ノ取扱上彼此ニ途ニ出ツルノ嫌モ有之ニ付、伺濟ノ上前回通リ宮中席次ニ依ル事并ニ先叙者ノ待立ナキ事ニ決定セルモ勲記ハ渡ス事トナレリ」と、前年から引き続き日露戦争に対する叙勲授与であるから、それより前の授与式と混同してはならないと注意を促し、前年同様に宮中席次の順序で執行し、先叙勲者を待立させず勲記を授与すると回答した。「正三位勲二等男爵小沢武雄へ勲章御親授ノ儀御都合ニ依リ親授式不被為行総裁ニ於テ伝達方御沙汰ノ趣賞勲局総裁へ通牒ノ件」(同

(44) 右)。「主筆頭兼侍従陸軍歩兵中佐従三位勲二等男爵米田虎雄へ叙勲ノ処勲章御親授ノ儀ハ御都合ニ依リ親授式不被為行総裁ニ於テ伝達方御沙汰ノ趣賞勲局総裁へ通牒ノ件」(同右、明治四十一年、識別番号七四六〇)。

(45) 「正二位勲一等伯爵大隈重信へ勲章御親授ノ儀ハ御都合ニ依リ親授式不被為行総裁ニ於テ伝達方御沙汰ノ趣賞勲局総裁へ通牒ノ件」(同右、明治四十三年、識別番号七四六〇)。

(46) 前掲拙稿「明治時代の授爵式と華族」参照。

(47) 「記事」(前掲「授与式録」大正二年、識別番号一九〇三)。

(48) 「特命全権公使林董叙勲ノ件」(同右、明治三十二年、識別番号一九〇二)。

(49) 前掲註(43)。

(50) 平沼騏一郎回顧録編纂委員会編『平沼騏一郎回顧録』一九五五年、一七一―一七二頁、牛山栄治編『山岡鉄舟の一生』春風館、一九六七年、二三〇―二三九頁。

(51) 前掲拙稿「明治時代の勲章制度」参照。

(52) 千葉功編『桂太郎発書翰集』東京大学出版会、二〇一一年、二七頁。

(53) 『官報』明治二十四年宮内省達甲第六号。

(54) 尾崎行雄『罌堂回顧録』下、雄鷄社、一九五二年、四三頁。

(55) 『官報』明治四十年勅令第六号。

(日本大学商学部准教授)